

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和2年6月1日（月）午前9時30分～午前10時

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 14名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1 番	岸野 敏夫	欠	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2 番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3 番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4 番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	欠
5 番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6 番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7 番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8 番	平井 忠行	出			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第11号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第12号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第13号 農用地利用集積計画書（No.146）（案）の決定に対する意見について（所有権移転に関するもの）
- (4) 議案第14号 農用地利用集積計画書（No.147）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (5) 議案第15号 矢掛町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について

5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	それでは、ただ今から令和2年度第3回農業委員会総会を開催します。 本日は岸野会長職務代理者、原野委員が欠席です。 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行い、会場出入り口には消毒液を設置しています。皆様にはマスクの着用をお願いしております。なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。 休会中の会長としての主な行事への出席につきまして報告します。 5月28日に「市町村農業委員会会長・事務局担当者会議」（岡山市）へ出席しました。 以上で、休会中の会長事務の報告を終わります。 会議に入る前に、本日の署名委員を指名します。 署名委員は4番 渡邊委員と、6番 小野委員にお願いします。 本日の議事につきましては、議案第11号から議案第15号の5議案です。
議 長 事 務 局	議案第11号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件議題とします。 事務局から説明します。 （議案朗読説明） 以上2件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長 三谷地区 推進委員 議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号7番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 譲渡人は3名とも町外にお住まいの為、耕作が難しいです。譲受人からの要望もあり、問題はないと思います。 地元委員から意見がありましたが、事案番号7番につきまして、他に意見はありませんか。 （異議なし）

議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>7</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>8</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
8 番委員	当該農地は譲受人の自宅前にあります。管理もされると思いますので、問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>8</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。 (異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>8</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>12</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>1</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号1番は、北振バス矢掛営業所から300m以内に位置するため、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
3 番委員	10年近く前から資材置場、露天駐車場として利用されています。始末書も提出されています。周囲の畑に影響はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし)

議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>13</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 146）（案）の決定に対する意見について、所有権移転に関するものを <u>1</u> 件議題といたします。事務局から説明します。
事 務 局	本計画は、5月の総会で承認された議案第9号の利用集積計画に基づき、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団へ所有権移転を行った件について、購入者に売渡すものです。 では、個別の事案を説明します。（事案説明）
議 長	事務局の説明が終わりました。 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 146）（案）につきまして、地元委員の意見をお願いします。
矢掛地区 推進委員	購入者は認定農業者であり、岡山県農地中間管理機構の特例事業です。 問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、矢掛町農用地利用集積計画書（No. 146）（案）につきまして、他にご意見はございませんか。 （異議なし）
議 長	異議がございませんので、議案第13号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 146）（案）の決定に対する意見について、「異議なし」と決定いたします。
議 長	議案第 <u>14</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 147）（案）の決定に対する意見について、事務局から説明します。
事 務 局	議案第14号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。

議 長	(計画の内容について説明) 事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。 (異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 14 号について、計画書どおり決定します。
議 長	議案第 15 号 矢掛町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について、 議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱することとなっていますので、総会で決定していただく必要があります。 「農業委員会等に関する法律」及び「矢掛町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」に従いまして、3月2日から4月15日まで、農業委員と農地利用最適化推進委員の募集を行いました。 結果、推進委員につきまして、7名の方の推薦がありました。4月21日に候補者評価委員会を開催し、候補者について審査した結果、候補者7名全員を推進委員として適当と認めるとの意見をいただきました。 その後、推薦者の小田地区自治協議会から、推薦の取下げがありましたので、定数に対して1名の欠員となりました。そのため、小田地区の推進委員につきまして、5月20日まで再募集を行いました。結果、1名の方の推薦がありました。5月21日に候補者評価委員会を開催し、その1名について審査した結果、推進委員として適当と認めるとの意見をいただきました。 「農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」第10条で「農業委員会は、評価委員会の評価を受け、推進委員として選任する推進委員候補者を決定するものとする。」とあります。 (候補者7名について資料により説明) なお、農業委員候補者につきましては、6月町議会で同意を得た上で、町長より任命していただく予定です。 推進委員につきましても、本日決定いただきまして、新会長より辞令交付をしていただく予定としております。

議 長	事務局の説明が終わりました。 議案第 15 号につきまして、ご意見はございませんか。
2 番 委 員	候補者評価委員会のメンバーについて教えてください。
事 務 局	候補者評価委員会は、副町長を委員長として、町総務防災課長、農業委員会 3 名（会長、会長職務代理者、事務局長）の合計 5 名で構成されています。ただし、農業委員会の会長、会長職務代理者につきましては、次回の農業委員候補者であるため、今回は農業委員の平井康夫委員、小野孝一郎委員にお願いしました。
2 番 委 員	よくわかりました。
議 長	他にご意見はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、候補者 7 名を農地利用最適化推進委員として決定することを議決いたします。
議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	(1) 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 地元委員の確認報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	確認しました。 1 番は 3 条申請されているところであり、問題はありません。
矢掛地区 推進委員	確認しました。 2 番は別の方に耕作をお願いするということで解約となりました。
8 番 委 員	確認しました。3 番は 3 条申請されているところであり、解約となりました。4 番は別の方が今後耕作されるため、解約となりました。
3 番 委 員	確認しました。5 番は利用権設定で別の方と契約されたため、解約となりました。

中川地区 推進委員	確認しました。6番から10番については、それぞれ別の方が耕作されるため、解約となりました。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。